

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金のご案内 八幡浜市

- 次の要件に該当する場合、臨時給付金を支給します。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要な場合があります。

支給対象

①基本分

基準日（令和6年12月13日）に八幡浜市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯
※課税者の扶養親族等のみで構成される世帯も対象となります。

②こども加算

基本分支給対象世帯において扶養されている同一世帯の18歳以下の児童（平成18年4月2日から令和7年7月31日までに生まれた児童）
※ 別世帯に扶養している生計が同一である児童も対象となります。

支給額

- ① 基本分 1世帯あたり **3万円**
- ② こども加算 児童1人あたり **2万円**

支給時期

八幡浜市が確認書または申請書を受理した日から1ヶ月後が目安です。

支給手続き

支給対象世帯で、世帯全員が
令和6年1月1日以前から
八幡浜市にお住いの場合

世帯に住民税未申告の方または
令和6年1月2日以降に八幡浜市に
転入した方がいる場合

令和5年度、令和6年度のいずれも八幡浜市から給付金を受け取っていない世帯には「**確認書**」が届きます。

返送が必要です

- 確認書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に八幡浜市へ返送してください。



令和5年度または令和6年度に八幡浜市から給付金を受け取っている世帯には「**支給のお知らせ**」が届きます。

申請は不要です

- 支給を辞退する方又は振込先の変更を希望する方は、下記給付金窓口までご連絡ください。

支給対象世帯は

申請が必要です

申請書は市ホームページからダウンロードもできます

- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に八幡浜市へ提出してください。
- 未申告の方は住民税の申告を済ませてから申請してください。



提出期限：令和7年7月31日(木)必着

！「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに、都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ・提出先

八幡浜市社会福祉課
「住民税非課税世帯支援給付金」窓口
〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号
☎0894-22-3113（平日9:00～17:00）